

徳川時代における農民の「脱落」について

岡 本 幸 雄

は し が き

一、農民脱落の意味

二、農民脱落の原因とその階層

三、農民脱落の一般的対策とその実態

イ、脱落百姓の届出と搜索還住

ロ、脱落百姓跡株の処置―特に「村惣作」について―

は し が き

徳川時代における「脱落」の研究には、つとに高柳

真三氏によつて論述されている。^①しかし此処では徳川

中期以降幕領に就いての脱落に関する各種法律上の取

扱い、「主として農民町人を支配していたところの普通法上

の制度」を詳論されたものであつて、脱落に関する社会経済史的問題を論述されたものではない。しかして今日社会経済史的面から脱落に関連した論述は全く之をみない訳のもでないが、脱落そのものの研究はなお之をみないといつてよい。従つて斯る意味において本稿では脱落特に農民の脱落に就いて、これが齎られるに至つた社会経済的事情―農民の脱落原因・動機とその脱落階層或は農民の脱落対策に関する一般的規定とそれが農村社会における実態等二、三の点に就いて若干述べてみようと思ふのである。

一 農民缺落の意味

農民の土地緊縛、身分的固定の所謂經濟外的強制、その法制的規定に束縛せられていた近世封建社会における農民は、もとより土地を離れ他所に赴くことは原則的に許されていないかつたこと周知の如くである。従つてこの故に官許なき封建農民の土地離脱は、それが直ちに非合法的なる逃亡と断ぜられたこというまでもない。こうした封建農民の土地離脱即ち逃亡には、集團的逃亡と個別的逃亡との二つの形態が存したが、前者は「逃散」という形のものであり後者は「缺落」という形のものであつて、兩者その内容性質を異にしたものであつた。即ち「逃散」とは詳しくは『御取箇筋其外諸拝借の儀、総て百姓の不_レ任_レ心儀有_レ之、其村又は二ヶ村三ヶ邑も申合田畑家屋敷を捨其処を立退候』
「村中或は近村申合妻子を連大勢立退候」ことをい

徳川時代における農民の「缺落」について（岡本）

い、^②これは少くとも農民の領主側の圧制に対する反抗意識がたとえ消極的ではあつても、農民間の共通の意識として昂揚されたときの他領への集團的逃亡行為であり、徒党、強訴——積極的なもの——とともに百姓一揆の運動形態の一つ——消極的なもの——として一般に把握されており、しかもその集團的逃亡は近世初期を経たその後においては、領主側の秕政を曝き少くともその改善を要求することを目的とする所以から、必ずしも全き意味の逃亡でなく領主側への示威的逃亡の形を多くとるに至つたものであるに對し、此処にいう「缺落」は一揆的性質を有する示威的集團的逃亡行為たる前者とは異なり、いわば前者のより前期的な他村他領への個別的逃亡行為を意味し、しかも缺落農民自ら婦住を予定せざる完全逃亡という形をとつて行われたものである。^③こうした農民の個別的逃亡である缺落は、一つには徒党、強訴、逃散の禁令と嚴罰主義の存在はもとより、封建的イデオロギー達の主張せる農

本主義の伝統に、長年培われ来つた封建農民の宿命的観念が彼等自身の政治的自覚の生長を阻げ、或者がたとえ政治的自覚をもち得ても農民間の共通的自覚・意識として昂揚され難く、逃散或は強訴徒党等の一揆が時代の進むにつれより一層の發展をみたとはいえ、その發展も自から限られていた当時の状態のもとにおいて、これが広く行われたものと考えられる。しかしして当時こうした個別的逃亡行為、脱落を敢えて犯した農民を一般的に脱落百姓と称され、又別に出奔百姓、逐電百姓、退転百姓なども称されていたが、所によつて走り百姓（例、加賀藩）逃百姓（例、仙台藩）走り人、走りもの（例、阿波藩、土佐藩）などとも称されていたものであつた。^③

- ① 高柳真三氏「徳川時代欠落考」（法学協会雑誌、第四十八巻）参照。
 ② 大久保久敬著「地方凡例録」（日本経済叢書、卷三十一）四四八頁。
 ③ 黒正巖氏「徳川時代の農民の逃散」（経済論叢、第二

四巻、一号）に、近世初期の逃散は『極めて少数の農民が一家眷属を引きつれて夜間などに逃亡』、『一軒逃げ二軒逃げといふ風に小規模のものであつた』とされている如く、近世のその初期においては、逃散と脱落とはその性質において区別し難いものがあつた。この点近世初期農民逃亡対策の法令のうちに、逃散と脱落とを往々同一の意味に用いられている場合の存することによつても窺知し得るところである。

- ④ 黒正巖氏「百姓一揆年表」（経済史研究、第十七巻、第三号）によれば、享保年間に入つて一揆は著しく増加、昂揚しその後天明年間、天保年間、慶応年間の三期に更に昂揚、發展を示している。

- ⑤ 脱落、出奔、逐電、立退等の語義の解釈に就いては「地方凡例録」（前掲書）四四二、四四八頁、「聞伝叢書」（同書、卷十）四八三頁、「日本財政経済史料、第九巻」一一八六―八頁、「地理細論集」（日本経済大典、第二十一巻）七七頁、高柳真三氏「前掲論文」等参照、又阿波藩の走り人、土佐藩の走り者に関する研究・資料として、小早川欣吾氏「走人に関する阿波藩の法制」（歴史と地理、第二十五巻、第一号）入交好脩氏「土佐藩における「走り者」に関する一資料」（同氏著、日本農民経済史研究、所収）がある。

二 農民脱落の原因とその階層

農民の脱落現象は中世にあつても屢々みられたものであるが、^⑧しかし近世就中その中期以降に至つては、それが広く且つ増加の傾向を辿つていつたものと思われる。この点に関して荻生徂徠は「政談」において享保頃脱落、逐電者の江戸居住の数の夥しい点を説いており、又幕府（八代將軍吉宗）に対する山下幸内の「上書」の一節に『古より一人農をはなるれば天下その飢をうくるとかやいうなるに、すでに去る午年の人別帳をみるに、その以前のただし候人数にくらべしに、百四十万人減じぬ、その前のとしよりそのまたまへの改をただしなば、いか計の減じにあたるべきも難計、その百四十万人の減じたるは死はてたるにはあらず、みな離散して帳外のものに』なつた結果であると農民の離散、脱落現象が広汎且つ深刻なまでに生ずるに至つ

徳川時代における農民の「脱落」について（岡本）

た点を説いているのである。^⑨この「上書」と略々同様な点が松平定信の「宇下人言」にも説かれているところであるが、^⑩関東地方の人別帳に基づいて野村兼太郎博士が『比較的後期に至るに出奔人の数は著しく増加したらしく殊に文化度においては張紙した分がかなり多くある』と説明されてもいる、^⑪以上の事情から農民の脱落現象が広く且つ増加の傾向を辿つていたものと推察を与える事が出来よう。然らばこうした農民の脱落現象その増加の傾向が一体如何なる原因によつて齎らされたものであるか、此処では農民の脱落原因を農民の脱落階層との関連において若干具体的に述べてみよう。

かの五人組帳の前書に多く農民の脱落対策に関する条項を記しており、そこに『身上不_ニ罷成_一』、『御年貢未進、引負』或は『借錢に詰り』脱落致し云々の文句を屢々見出すことが出来るが、^⑫これ等の文句はいうまでもなく農民の脱落の直接的動機を説明しているもの

であり、又農民の脱落階層を窮知せしめるものでもある。勿論農民の脱落動機には、このようないわば経済的動機以外に農民自身の不法刑事的犯罪を動機としたものもあつたが、本稿での考察の対象はもとより前者の脱落動機を問題とするものであるこというまでもない。

ところで上述の次第から既に明らかな如く、農民の脱落の直接的動機は『身上不如意にて、年貢さし詰るか、又は借金多く返済の方便無_レ之』して脱落したものであつた。しかしこうした農民脱落の直接的動機を齎らした根本的原因は、近世・徳川幕藩封建体制、機構の確立（近世・徳川幕藩封建体制、機構の確立それ自体が商品・貨幣経済の一定の発達を前提としたものであつたが、武士の城下町集中策、参覲交代制度及びそれに対応する商業都市の勃興、商業組織、貨幣制度の確立、国内交通の発達等）を主要契機とした商品・貨幣経済のより一層の発達に帰結せしめ得るところのものであるが、斯る商品・貨

幣経済の発達に基づく領主経済の財政的危機、この危機打開のための農民に対する封建的貢租過重化の方向にまづ求めることが出来よう。即ち周知の如く近世・徳川幕藩封建体制、機構の確立のその故に『一脚を自然経済に他脚を貨幣経済に』という二元的経済領域にまたがらざるを得なかつた領主経済は、商品・貨幣経済の発達、商業・高利貸資本の抬頭により財政的危機に必然的に直面せざるを得なくなる事態が、近世中期或は既にそれに先立つ時代に生じたものである。ためにこの打開策として諸種の方策が講ぜられたが、これ等諸策のうち特に領主がとつた共通の方策は、封建的貢租の過重化にあつたこというまでもない。斯る封建的貢租の過重化は、それ自体多くの農民の土地生産の発展を阻害するのみならず、場合においては寧ろその再生産をすら危機に陥し入れ、彼等の経済生活を著しく困難ならしめたものであつた。このように商品・貨幣経済の発達——商業・高利貸資本の抬頭

——領主經濟の財政的危機——封建的貢租過重化の方向に加えて、今一つは商品・貨幣經濟の農村への直接的侵透、農村における商業・高利貸資本の抬頭に基づく所謂農民の階層分化の結果に、脱落現象その増加傾向の原因があつたということが出来る。徂徠は「政談」において、『元祿の頃より田舎へも錢行渡りて錢にて物を買うことにな』つたとし、『田舎の末々迄商人の一面に行渡りぬること、某覺へても元祿以後のこと』として、近世中期元祿頃には既に商品・貨幣經濟の農村への侵透が広く行われるに至つたことを窺わしめてゐる。^③このような商品・貨幣經濟の農村への侵透には地域的深淺の差異が存したが、しかし一応商品・貨幣經濟の侵透を直接うけるに至つた封建農村、そこにおける農民は、自給的經濟を営みながらも漸次交換經濟に入り組まざるを得なかつたものである。こうして交換經濟に一度入り組んだ農民特に小農民は、貨幣の改鑄、藩札の濫發により結果する一般的物価の高

騰、或は余剰生産物の商品化、商品購入に當つての、特權商人、商業資本の独占的流通機構による生産者価格の低廉、利益の減殺と購入商品の高価格という一つの缺状価格差、或は又有力農民の生産、販売の有利性に対する小農民の生産の不利性、窮迫販売、これに加えて前述の封建的貢租の過重化等によつて、極めて不安定な經濟生活に陥し入れられたものである。この結果はいうまでもなく彼等をして多く貢租未進を生ぜしめ、この未進皆済のため或は直接生計維持のための彌縫的な金融を、多く田畑家屋敷の質書入により、有力農民、商業・高利貸資本から得るか、さもなくば敢えて禁令を無視してまで田畑の永代売を行い、やがては流地更に永代売を重ね小百姓の田畑の零細化乃至喪失化を促し、水呑的階層に転落するとともに他方有力農民、商業・高利貸資本家の土地兼併の所謂農民の階層分化を惹き起さしめたものであつた。^④こうした農民の階層分化の過程において輩出された水呑的階層は、多

く有力農民の下に小作關係に入つていたものであるが、一般的に高率小作料關係に立たされた彼等水呑の階層のうちには更に潰百姓となる者が生じたものであり、農民の脱落は斯る水呑の階層或は潰百姓のうちから多く齎らされたものであつた。^④以下記する事例は、以上述べ來つたすべての点に対する資料とはなり得ないが、農民脱落の動機・原因とその階層を若干明らかにしている。

「基肆養父実記」の記録によれば、肥前国基肆養父両郡において年貢課役の過重、天災などにより、一般農民の生活は甚しく困窮し郡内百姓戸数二千余戸のうち『銀米借主合千六百五人』とされ、この借銀米は田畑の質・書入或は男女質奉公等によつて行われていた。しかし借銀米の返済不能の場合は、もとより田畑家屋敷など手放さざるを得なかつたであらう。斯る事態に照応してこの郡では右百姓戸数二千余戸のうち『田畑一步も不_レ持百姓』四百五十戸、『然るに老人に

て五拾石百石或は百五拾石式百石或は三百石三百五拾石余持』の大地主が出現し、『百姓の身上甚大小』、『村々之田畑悉く富民の手に入、田畑を不_レ持下_レ作り計り仕る百姓大分になり』という所謂農民の階層分化の著しいものをみるに至つていたのである。しかしして斯る過程において輩出された多くの『倒百姓』は、常に『村々より脱落任体に罷成』つたものとされ延宝五年の脱落記録として次のような記事がある。即ち『御領中困窮至極任村々倒百姓多有_レ之』となし、『神辺村之百姓惣右衛門、同女房、同子徳左衛門、伊左衛門一家四人、惣右衛門子次左衛門、同女房、同子伝十郎、万吉一家四人、瓜生野町商人久右衛門、同女房、同子作十郎、九十郎一家四人、三月六日に脱落任、今泉村百姓太郎左衛門、同女房、同子次右衛門、卯之助、岩介一家五人、三月廿五日に脱落任、奈田村百姓甚左衛門、同女房、同子小太郎、同父甚左衛門、同母、同弟半衛門、同人子三十郎一家七人、四月十六日に脱落

仕、永吉村百姓孫兵衛門、同女房、同子善太郎一家三人、四月十一日に缺落仕」と一家缺落の記録をとり、続いて『追々何程缺落可仕も難知勢に有之候』とまでいわれており、此処では貢租課役の過重、天災、高利貸資本による借金等による農民の経済生活の困難、従つて又所謂農民の階層分化の過程において齎された水呑的階層就中倒百姓によつて多く缺落が行われていたのである。今一つ簡単な事例に就いてみよう。

奥州会津郡大谷村では、宝永六年村高二百八石一斗、戸数五十八戸で構成され、『すでに相当な階級的分化が進行している』村であるが、なお全戸数五十八戸のうち三十九戸までが質地取り・出しの關係に立ち、村石高のうち百四十一石強が質地出入の対象とされており、更に階級的分化を進行せしむる状態にあるこのような事情にあつて、二戸の貧農の缺落が現われている。即ち二戸共二石三斗三升四合の高持百姓であつた

徳川時代における農民の「缺落」について 岡本

が、共に六兩二分でもつて持高全部を質地に入れ缺落に及んでいたのである。

以上要するに、農民の缺落階層は水呑的階層或は潰百姓のうちから多く齎されたということ、しかもその根本的原因となすところは、商品・貨幣経済の発達、商業・高利貸資本の抬頭による領主経済の財政的危機、その打開策たる封建的貢租の過重化、更には農村への商品・貨幣経済の直接的侵透、農村における商業・高利貸資本の抬頭による農民の階層分化の結果にあつたと考えられよう。

註 大久保久敬は「地方凡例録」において『苛政を用い、賦租をあつくし、課役を重くする時は、農民つかれ、自然と作物登らず、遂には逃逝（中略）財聚民散』となし（日本経済叢書、卷三十一、四頁）『経済問答』に農民が『地を去つて都面に走て生をなす』のは『百姓聚斂に苦しみて』の結果だとなし（前掲書、卷十一、五〇一頁）、或は武元立平は「南畝偶語」に『借銀払方に指詰りて缺落するもの少なからず（中略）是基本は税法の重くして賑恤なきが致す所』にあるとなして等

しく農民脱落の原因を封建的貢租の過重に求めて説き、（近世地方経済史料、第三卷、八頁）、又鈴木雅之は「治安策」において『脱落勘当旧離帳外等の者は大かた先貧家より出で』となして農民の脱落階層を説いている。（前掲書、第五卷、一三七―八頁）。

以上述べ来つた農民の脱落原因・動機に關してなお附説しておかねばならないことは、凶作飢饉等の自然的原因である。徳川時代繰返しやつて来た天災そのものも重大な脱落原因となり得たものであつたが、此処でより重大にして関心を払わねばならない事は、先述の如く貢租の過重借金生活困難に日頃さいなまれてゐる水呑の階層、貧農層の脱落が天災により一層動機づけられるものがあつたという点であろう。この点に就いて、「太華翁建議」中の一編「樹人建議」に『宝曆の

荒歲翌年の疲勞、所によつては餓死、脱落を合せて十が二三乃至五六に及も有之、近き卯年の凶作も脱落の人頭四百人（中略）其前後極難摺切の百姓年貢未進の疊り、借錢返済の嵩にて離散脱落のもの少からず（中

略）既去々年年貢取立の嚴敷に民頭四百人の脱落有之候、尤此時中殿様の賢慮を以半に過て引返し候へ共、其以前漸々の脱落都合しては幾程のものにて可有之か」と述べている。^⑩これは日頃の貢租の過重、その未進の疊り、借錢の返済の嵩りで、生活困難な「極難摺切の百姓」が、天災によつて脱落を動機づけられてゐることを説いてゐるものであるが、自然的原因による脱落も右より窺知し得るが如く、実は封建領主のあくなき貢租收奪、秕政に遠因していることは明らかであろう。

⑥ 鈴木良一氏「中世における農民の逃散」（日本中世の農民問題、所収）参照。

⑦ （日本経済大典、第九卷）、一六頁。

⑧ （右同書、第二十九卷）二五一頁。

⑨ （岩波文庫版）一一四頁、天明六年『諸国人別改められしに、まへえ子とし（私註、安永九年）よりは諸国にて百四十万人減じぬ、この減じたる人みな死にうせしにはあらず只帳外となり』云々とある。

⑩ 野村兼太郎著「徳川封建社会の研究」一五四頁。

⑪ 穂積重遠著「五人組制度論」穂積陳重編「五人組法規集、統編上・下」野村兼太郎編著「五人組帳の研究」等参照。

⑫ (前掲書) 七六―九頁。

⑬ 寛永二十年田畑永代売買禁止令の主たる立法趣旨は、農民の土地兼併・喪失の階層分化の阻止延びては封建的貢租徴収生産関係の維持確保にあつたが、しかし現実には田畑の永代売買が行われ且つかかる永代売買を通じて貧農層が多く脱落退転したことから、禁止令の立法趣旨の今一つは『其身不如意の百姓は、代々所持の田畑に離れて、退転すべき儀不便に思召』したためだとされている。(日本財政経済史料、第二卷) 九二―頁。

⑭ 国安寛氏「脱落百姓の階層性についての一史料」(秋大史学、創刊号)。

⑮ (日本農民史料聚粹、第六卷) 三七三―四三五頁。

⑯ 藤田五郎著「封建社会の展開過程」七一―一〇頁。

⑰ (日本経済叢書、卷三十四) 一三七―八頁、東大文学部農村史料調査会「近世農村の構造」一三六―七頁、庄司吉之助氏「東北地方における凶作の史的諸問題覚書」(東北経済一二号) 参照。

徳川時代における農民の「脱落」について(岡本)

三 農民脱落対策とその實態

凡そ土地(耕作地)があつても農民(直接生産者)の存在なき土地は無価値であり、従つて封建領主の土地領有の対象としては無意味に等しい。土地があり其処に直接働く農民が結合されていてこそ彼等の経済的基礎が確保され、土地領有、領主権力の価値づけともなるものであつた。従つて農民が土地を離れ他所に脱落に及ぶということは、農民の土地緊縛の封建社会の社会的本質の問題に關係する事はもとより、その数的拡大は経済的政治的に領主にとつて極めて重大な問題とならざるを得ない。幕藩領主がとつた農民統治策のうちには農民の脱落対策に關する規定が多くみうけられるのはこれがためである。斯る意味において次に農民の脱落対策に就いての規定その内容は如何であつたか、又この規定が現実の農村社会において如何なる實態をと

つたかに就いて述べてみよう。

農民の逃亡・脱落に関する対策とみられるものは古くより存在し、戦国諸大名においては既に独自の対策規定を設けこれを「法度」「条目」「式目」「掟書」「定書」「箇条」等々と称する中に農民の逃亡脱落の防止、その遷住の諸規定を設けていたことは人の知るところであろう。しかして斯る農民の逃亡脱落対策は勿論徳川幕府によりより強化された形において継続踏襲されたものであつた。

幕府は寛永十二年に御領私領共に年貢引負脱落百姓の宿を致した者は曲事となし、寛永二十年の「土民仕置」においてこれと略々同趣旨のことを繰返えすとともに、もし地頭代官の仕置が悪く、百姓堪忍なし難ければ、年貢皆済いたした上は立退き近郷なりとも居住しても良いと規定されている。この規定は一見脱落を認めているかの如き印象を受くるが、実際に年貢皆済をなし得る程の百姓であれば立退く必要はなかつたで

あろう。次いで寛文六年には、年貢引負脱落致したときその者の年貢は五人組或は村中として弁納皆済せしめ、其の上脱落百姓の尋出しを命じている。寛文二〇年の「郷村御触」においても猥に他所へ罷出る百姓あらば急度曲事に申付けるとなしている。^⑤ 斯る趣旨の規定は多く五人組帳前書となし、郷村、農民への布達とその実践に徹底を期しもつて農民の脱落対策となしたものであつた。諸藩又右の趣旨略々同様にして夫々方策を立てたものである。

例えば、加賀藩においては、凡そ次のような事が規定されていた。走百姓の抱・宿主は成敗、其村として屋別に米一石宛出すこと。走百姓届出について御法度に背き届出なければ十村但肝煎は成敗する。走百姓の儀は十村組として尋出し、走百姓が他国致し当分尋出し得ないときは、走百姓手前の年貢米夫役諸役を十村組として負担すること。又若し走百姓還任せざる間は跡式を十村組として耕作し、年貢諸役を年々弁納する

こと。なお走百姓抱・宿主を密告したものは、御褒美に金子一枚宿主の家財雜具迄訴人に与える。(以上慶

長六―二〇年間に於ける規定)又走百姓抱宿主は走人共に死罪、走百姓の跡式は組中他組にても忤多き者、田地持たざる者で年貢諸役滞なく負担する旨請人を立て田地主に望む者があればその者を永代百姓に申付けらる。(以上寛永年間)等と規定されていた。^⑥

又大垣藩における寛永十三年の「走候百姓御法度」によれば、御百姓一人たりとも走れば五人組并十村組として尋出し召返すこと。若し罷歸らずば其縁者親類其村中并十村組へかかり何方なりとも尋出すこと。走百姓の跡田畑は召上げ隣郷の者でも誰にでも下される、この場合走百姓其村へ永代召返す必要はない、走百姓に一夜なりとも宿を与えた者は急度せんさくする。走百姓当国他国に罷在つても聞次第訴え出た者には御褒美として金銀を与え其者の家財を与えらる。走百姓の家屋敷は自領他領を問わず其村并十村組として才

覚し能き百姓を早々入置き跡々田畑を荒さぬようにすることと規定されていた。^⑦

或は又尾張藩においては、御領分の百姓が脱落したとき、其所の代官所役人へ庄屋組頭五人組等が早速申届けねばならない。若し遅参すれば籠舎となす。又脱落百姓は其村の庄屋百姓中として急度尋出さねばならない。若し尋出すことが出来なければ其品によつて籠舎或は過料となし、脱落百姓其宿主は科の軽重により死罪籠舎となすと規定されており、脱落百姓尋出しに關して寛永十九年の「御国奉行衆へ申渡之留」に次のような興味ある定めがなされている。即ち脱落した百姓が其代官給人と相對にて歸つたときは「何の御構も無之」として許す。ところが右のようにして脱落百姓歸らざるときは、御国奉行衆より其村の百姓として尋出しを命ぜられる。尋出すことが出来なければ、脱落百姓其宿主は二十日の籠舎、其村中の百姓は科めな

い。しかし右尋出しを命ぜられ還住せしめ得ないとき

は、次に日数五十日内の日切尋を命ぜられ、この日切内に尋出し得れば、脱落百姓宿主は三十日の籠舎、其村中の百姓は科めない。しかし更に右の如くにしてなお尋出し得ないとき、其村の庄屋鳥目三百文、十人組二百文、惣百姓百文宛の過料に処せられることとし、右日切後に脱落百姓、宿主が発見されたときはそのときの科の軽重により籠舎或は死罪に処せられるものとされていた。^④

以上は徳川初期における農民の脱落対策に関する藩規定の若干の事例であるが、他の藩にあつても右とは大同小異、略々類似の規定を多く設けていたこと此処に敢えて累説するまでもない。^⑤ 今右の規定の凡そ説くところを簡条書すれば次の如くなる。即ち(1)脱落百姓その者に対する嚴罪主義、(2)脱落百姓の抱・宿主或は脱落百姓を出した親類組村中に対する連坐制、(3)脱落百姓の届出とその搜索還任及び、(4)脱落百姓の未進貢租弁納の親類組村中に対する連帶責任制、(5)脱落百

姓の遺した跡田畑の処置方法、(6)脱落百姓発見手段としての密告褒賞制等である、これ等は主として脱落百姓の発生をみた場合における事後策ではあるが、もとよりこれ等対策規定の意図するところ、脱落百姓発生 の事後策たると同時に脱落百姓未然防止策にあつたこというまでもなく、右の嚴罰主義、連坐制、連帶責任制等は脱落百姓未然防止のための威嚇的効果を多分にねらつたものといえる。

ところで右の対策規定の中にあつて、現実には脱落百姓が発生したとき、領主にとり何よりもまづ緊急の問題は、(3)の脱落百姓の届出とその搜索還任にあり、又(4)及び(5)の脱落百姓未進貢租の回收、脱落百姓跡田畑の処置方法如何にあつたといひ得る。蓋しこの事は既に触れてもいる如く、一つには近世の封建農民は土地への緊縛、身分的固定の法制的規定に束縛せられていたという一つの社会本質的問題に関係し、他は領主の領域経済の基礎構造は、斯る封建農民による土地生

産、換言すれば封建的貢租徴收生産關係に存したといふ極めて重大な經濟的問題に直接關係する緊急問題であつたからである。斯る意味において此処では主として右の(3)、(4)及び(5)の対策規定に就いて、その内容に若干の説明を与えるとともに、これ等対策規定が現実の農村社会において如何なる実態をとつたかに就きその一斑を窺ふこととしたい。

(3)の缺落百姓の届出とその搜索還住

土地に緊縛され、身分的固定の法制的規定をうけていた近世の封建農民は、自由に土地を離れ又他に職を選ぶことが原則的に許されておらず、従つてもし敢えて官許なき個別的な土地離脱を行えば、それが直ちに非合法的な農民の逃亡・缺落と断ぜられたこと既に触れたところである。こうした事実から当時缺落百姓に対しては、必然的に土地緊縛作用としての還住の強制が行われたことはいうまでもない。当面の問題たる親類組村中の連帯責任による缺落百姓の届出、搜索の強制

はこの表われに外ならない。

さて缺落百姓の発生をみたとき、まづ領主にとつて強い関心を示さねばならなかつたのは、缺落百姓の届出である。缺落百姓を搜索還住せしめる前提として届出がなければならぬ。仮に親類組村中の者が連坐の刑を恐れ、缺落事実の隠匿を計り意識的に届出を行わなかつたとすれば、缺落百姓搜索還住の問題は一応生じ得ないこととなる。従つて此処に領主は親類組村中に対し届出の連帯責任を刑罰をもつて強制したものであつた。この点先例が示すところであろう。

このように缺落百姓の届出の強制が行われてはじめてその搜索還住が領主にとり現実の問題となり得たものである。ところで斯る搜索還住も又親類組村中の連帯責任において一定期間内に行うことを強制したものである。当時この缺落百姓の搜索期間は必ずしも一定したものではなかつたが、一般的には、『三十日宛六限合百八十日』の所謂『日限尋』を命ぜられたものであ

り、もしこの期間内に搜索をなし得なければ、親類組村中のものは一定の処罰をうけるとともに、更に無期限の搜索たる「永尋」を命ぜられたものであった。この点に就き幕領に關し記する「地方凡例録」では、脱落百姓を届出れば「定例の如く三十日づつ六限にたづ子申付、百八十日相たづ子不出時は、たづ子方等閑の趣親類村役入叱置、請証文取之、永たづねうかがひ出す」とされ、又幕末幕藩各地の事情を広く推測せしめるに足る「全国民事類例集」は、「一般の通例」として「凡そ失踪者あれば親類組合にて精々尋方をなし、役場を経て届出れば、月限尋を命ぜられ、六ヶ月を経て行方知らざれば永尋となり」云々と概観されていることによつて知り得るところであろう。

以上の如く脱落百姓の届出と一定期間における搜索を親類組村中の連帯責任において強制したものであり、且つこれが右「類例集」の概観から各地農民間に大体守られていたものであったと思われるのである

が、しかし現実における脱落百姓の届出、搜索の強制やその遵守程度は一樣でなく、脱落百姓の田畑所有事情の如何、一村一領の農業労働力事情の如何によつて、脱落百姓搜索の強制事情も異つたと考えられ、又届出、搜索の強制が各地農民間にあつて大体遵守されていたとはいへ、嚴罰主義のあるところ却つて意識的に届出をなさざるか、若しくは届出をなすにせよ、名目的に出稼などの合法的な離村理由を設けて届出るといふ事情の存したことに注目せねばならない。

前述において既に明らかな如く、商品・貨幣経済發達の社会経済的事情の趨勢のうちに、水呑的階層或は潰百姓によつて、多く脱落が行われたものであったが、斯る事実の反映として近世中期以降に至つては、脱落百姓搜索の強制事情必ずしも一律ではなく、たとえ零細とはいへ田畑を所有しながら脱落せし者と然らざるものとの対する搜索の強制事情は異にしていたものようである。この点脱落百姓が発生すれば、その

すべてが等しく搜索強制の対象とされたと考えられていたことにまづ注意が払われねばならない。この点に關する説明資料として先例にみた尾張藩に就いてみよう。尾張藩においては寛永十二年缺落百姓の搜索に日切尋の段階を設け、夫々の処罰規定を設けて搜索の強制を厳しく行つたものであつた。しかしながら近世中期に至つて、『近来廿日程尋候而不相知ニ村方願候へば尋御免之儀も有レ之、是は右申年(私註享保十三年)之定書之内に、至極貧數百姓致ニ缺落ニ尋出候も畢竟居住も難レ成程之者は常々之儀令ニ吟味ニ咎等も無レ之候はば尋出に及間鋪裁否之境、其筋勘弁之上何れ共可ニ申付」と有レ之故歟』の記録にみる如く、^⑥此処では缺落百姓の搜索を強制し還住せしめても、その者が耕作すべき田畑なく住むべき住居もなく畢竟生計立ち難いような缺落百姓であり、且つその者が別段刑事的犯罪を動機とした缺落でなければ、村方が『尋御免』願を出すことが出来たものである。これは田畑家屋敷所持の缺落

百姓とは異なり、その跡株の相続引請の問題が生じ得ないとともに、又斯る者は一応封建的貢租の徴收生産關係外に立つた者として、その搜索の強制を厳しく行う必要がなかつたからであろう。斯る点に缺落百姓搜索の強制が缺落百姓のすべては対して等しくなされたとはいえないことが窺えるのである。しかし缺落百姓の搜索の強制事情以上の如くであつても、これは缺落百姓個々の問題として考えられるものであり、もし一村一領の大局からみて領主にとり、農民の缺落による農業労働力の不足、手余田の發生延いて封建的貢租徴收生産關係の枯涸ともなれば、たとえ右の如き極貧の缺落百姓であつてもその者の搜索の強制はもとより、刑事的犯罪を犯した缺落百姓に就いてすら『兼々咎有レ之尋中のものにてもかくく仕置可レ被レ致』として還住を許し耕作に従事せしめたものである。われわれは以上の点に缺落百姓搜索の強制の実態をみる事が出来る。ところで次に缺落百姓の届出、搜索の強制が

各地農民間において大体遵守されていたとはいへ、しかし前掲の「全国民事類例集」が示す各地慣例の中には、他に別段犯罪がなければ失踪者があつても届出を行わないとする地方（盤城国白河郡、陸中国岩手郡、越前国敦賀郡）や他領へ無届で出る者に対しては、嚴罰の藩

法があるため、犯罪によらない失踪人はその儘届けないうで、年を経て『松前出稼』と名目をいつわつて届出る地方（陸奥国津軽郡）、又『失踪の跡を掩い他日歸来の地をなす術』として失踪者があつても届出ず、宗門改の節まで歸来しなければ口上にて肝煎に『銅山出稼』、『銀山出稼』との名儀を設け届出る、斯くすれば何時歸来しても咎をうけないとする地方（羽後国秋田郡）等のあつたことに注意せねばならない。それは先にも触れた如く嚴罰主義の存在するところ連坐の刑を恐れての缺落事実の隱瞞であるとともに、又先述に述べ來つた農民の缺落をせざるを得ない一般的事情（主として封建的貢租の重圧）に對する農民相互に抱いた同

情的な感情がこうした挙に至らしめたものと考えられる。³⁾ われわれは斯る史実の存在に缺落百姓の届出、捜索強制の農村社会における実態をみる事が出来るのである。

(4)と(5)の缺落百姓跡株の処置

幕藩領主の領域経済の基礎構造は、封建農民による土地生産、封建的貢租徴收生産關係にあつたという経済的問題からして、生産者或は貢租負担者たる農民の缺落は、領主にとり極めて重大な問題とならざるを得ない斯くて一方においては右述の如く缺落農民の届出、捜索還任を組村中の連帯責任として強制するとともに、他方においては缺落百姓の未進年貢、跡田畑の善後策を構じもつて一村一領の土地生産、貢租徴收生産關係の維持確保につとめようとしたものであつた。まづ缺落百姓の未進年貢の処置であるが、これは説明するまでもなく組或は村中の連帯責任において弁納を強制したものであつて、凡そ貢租徴收に關する限り

呵責なる收奪を行う事を常とした領主にとつて、脱落百姓の未進貢に對しても、もとより宥赦はなかつたのである。寛永十九年備中国窪屋郡倉敷村の五人組一札には『年貢未進仕五人組の内四人迄鬮落仕候共一人として急度返弁納可仕事』とされ、此処では五人組に對する連帯責任を厳しく追求しており、又寛文四年辰十二月極の加賀藩における「走り百姓跡年貢米等弁納御定之事」によれば、『拾の内三つは請人、二つは十村、三つは村中、二つは近所之組合』との割合を設け弁納せしめるよう規定されている。このような点をみても脱落百姓未進貢回収に對する領主の呵責なる態度の一端を知る事が出来よう。もとより斯る未進貢租の連帯責任の強制は、脱落百姓を出した農民の間に直接の利害關係を齎らすものであつたから、これは農民脱落の防止策としての効果をもねらつたものであることはいうまでもない。

斯くの如く脱落百姓の未進貢租の弁納を組或は村中

徳川時代における農民の「脱落」について（岡本）

の連帯責任として強制したものであつたが、しかし問題は単に未進貢租の回収だけにとどまるものではない。寧ろその後における貢租徴收生産關係の持続的確保、換言すれば脱落百姓の跡田畑を如何なる方法によつて善処するかということの方が遙かに重要な問題であつたといわねばならない。次にこの点に就いてみよう。

田畑所持の百姓が脱落に及んだとき、その跡株は近世初期においては、鬮所処分に附されたが、中期以降においては咎なき脱落百姓の跡株は、鬮所とされる事がなかつた。ところで田畑所持の脱落百姓の跡田畑は搜索中主として親類組村中の管理に置かれ共同耕作の所謂「村惣作」をもつて跡田畑の荒廢を防止せねばならなかつたものである。しかし脱落百姓の搜索還任を遂げることが出来ず永尋となつたときには、脱落百姓の跡田畑は誰か個人に引請相続させ『耆軒分の跡を立可申』とされていた。この跡田畑の引請相続に就いて

「地方凡例録」の記するところによれば、まづ子供が相続し、相続すべき子供なきとき次に親類に引請けさせるが、相続すべき親類もなければ、村中好見の者を吟味の上引請けさす、しかしこれにても相続すべき引請人なきとき『田畑は村惣作に申附』『建家家財は入札にいたし相払』^⑤うとされている。

当時脱落百姓の跡田畑に就いては、脱落百姓この一軒分の跡はこれを勝手に分散したり持添えする事は許されておらず、誰かに相続引請けさせ耕作せしむるを原則としていた。これは土地の分散、集中の禁止の趣旨に適合せしめ、又貢租負担者の名を確定しておくための措置であつたが、しかしこの一軒分跡株一百姓の原則を立て得ないときは所謂「村惣作」という形でもつて組或は村惣百姓の共同耕作とせられたものである。この「村惣作」の意義は、凡そ次の点に求めることが出来る。

(イ) 村惣作は所によつては「ゆひ」の慣行として行

われたものでもあろうが、しかし脱落百姓跡株に対する上からの「村惣作」の強制は、農村内部から自生的に生み出された農民相互協力の「ゆひ」の慣行とは異なり、これは全く領主の貢租徴收生産関係維持確保の巧みな善後策であり、又「村惣作」による農民の労働負担加重をもつて脱落防止の効果をねらつたものである。

(ロ) 「村惣作」の強制は、脱落百姓の搜索還住の強制に関連して、これは脱落百姓への跡株（先株）取戻しを予定しての措置であつたと考えられることである。この点に就いて「地理細論集卷之二」の記するところによれば、『逐電脱落百姓の田地は取上げ候法にて候、払田には不_レ致、総作に申付置、何の料なく身代不_レ成、逐電脱落候者は、咎無之候故、後日立帰候節、田為取候事も有_レ之故総作に申付置事』^⑥とあり、これと略々同文のものが「辻六左エ門上書」にも見うけられることによつて明らかである。^⑦

(ハ) 以上の如く「村惣作」は、領主にとつて貢租徴收生産関係の維持確保につとめ、農民に対し共同耕作の労働負担加重による脱落防止の効果をねらい、又脱落百姓婦任先株取戻しを予定しての措置であつたが、この他に「村惣作」は、脱落百姓跡田畑の分散従つて土地の兼併を防止しようとする意図も存したものであつて、「村惣作」の封建的意義は凡そ以上の点に見出すことが出来よう。

脱落百姓の跡株の処置に就いては右に述べた如くである。しかし既述に明らかな如く現実における農民の脱落は、水呑の階層或は潰百姓によつて行われたものであり、田畑を喪失した百姓の脱落が多くみられたものである。従つて斯る場合にあつては右にみたような脱落百姓株処置の問題が生じ得ず、ただ田畑所持の脱落百姓の場合にのみそれが問題となるものである。しかし田畑所持の脱落百姓であつても、実は多くの場合高利な借金の質物となしているのが実状であつたが、

斯る場合における脱落百姓の跡田畑の質地の処置は如何になされたか、換言すれば脱落百姓の跡田畑は多く富裕農民の高利貸付資本による質物関係に置かれていたのが常であつたが、斯る場合にあつて右述の如く、脱落百姓の跡株を誰か引請相続人に与え或は又村惣作に附されたものであるかどうか、債権者たる高利貸付資本家の債権回収は如何になされたかの問題を現実の問題として問われねばならない。

「地方凡例録」によつて、脱落百姓の跡田畑処置に關する規定をみたが、同書によれば田畑所持の脱落百姓が他借などして脱落した場合、この脱落百姓の跡田畑の処分に就いて次のように記している。即ち「他借などして、脱落致し跡株分散致し度貸方より願出るとも、跡引請人と相對は格別、当人無之借方へ分散など申附る筋には無之」として貸主の田畑分散による債権回収に制限を加えている。略々同様な事が「地方落穂集」にもみえている。即ち「村方脱落ものは日限り尋

申付、不ニ相見ニ永尋に成候ても不ニ相見ニ上は、右之者所持の田畑家財等有レ之候節は、御咎無レ之ものに候得ば、缺所には不ニ相成ニ候、妻子無レ之候へば、品に寄分散にも可成也、然れども当人不ニ相知ニば、借方は先取上無レ之事に候^⑧。このように脱落百姓の跡株の処置に就いて、貸主の債権回収に制限を受けていたものであつたが、しかし實際は斯る跡株分散の禁止、貸主債権回収の制限は行われ難く、これ等貸主ニ富裕農民、高利貸付資本家の手により脱落百姓の跡株が分散され、これ等の者の手に土地集中が行われたものであつたことは、左の文書が示すとらである^⑨。

指上申一札之事

去己年十一月廿三日夜、当村庄兵衛と申小百姓家内三人召連村を立退候旨先達而及御届候処、日限尋被仰付所々在々名古屋岐阜に至ル迄相尋申候得共行衛難相知旨御届申上候処、此度永尋被仰付奉畏候

右庄兵衛今高四斗五升極貧之百姓ニ御座候而玉の井村ニ出作或農閑魚取等致居候処、近年不作借金等相當賄難成缺落仕候段、御届出之節御達申上候通ニ御座候、然此度右

庄兵衛所持質物ニ置候今高四斗五升此田畑二畝十七步、建家一軒之儀吟味之上当村借主平右衛門、源兵衛兩名江被置、双方御年貢諸役銀相勤候様被仰付候、且又相連ル諸道具之分悉く御附立入札、此内玉の井村甚右衛門江稔米未納分として被置、残金は村預被仰付候ニ付、村役人請合親類一統承知納得仕少茂違乱申立無御座候、為後日一統連印証文差上申処仍而如件

宝曆二年二月五日

尾張国葉栗郡里小牧村

脱落百姓庄兵衛叔父 源左衛門
 従 兄 庄 六
 貸 主 平右衛門
 同 断 源兵衛
 組 頭 □左衛門
 頭 屋 八左衛門
 玉の井村地主 善左衛門

右は質入された脱落百姓の田畑建家諸道具処分に關する一事例である。これによれば脱落百姓庄兵衛所持の田畑建家は、脱落前既に同村平右衛門、源兵衛兩人のもとに質入し借金をなしていたものであるが、この場合質物である田畑建家の処分は、まづ貸主の手中に

帰するとともに年貢諸役銀の負担をせねばならないこ

とを明らかにしており、此処では債権者の債権回収の制限をみる事は出来ない。斯る点に關して「地方落穂集、追加」に脱落百姓の『質地田畑は年季明候ても御領主へ御取上に不_レ及流地に准じ、質取主へ其儘_レ為_レ持置年貢諸役_レ納候方と存候』とされているが、²⁰これは右事例と照しみて脱落百姓跡株の処置に關する當時の実体を物語っているものといえる。なお又前掲の「全国民事類例集」には、武蔵国豊島郡の慣例として失踪者が「遺留せし地面建家資財とも、事故なければ家族へ下付すれども、書入質等の証抛分明なるときは其貸主へ渡す例なり」とし、又信濃国佐久郡では『遺留財産は借財あれば分配し、其余は家族の所有とする事なり、もし借錢嵩み失踪のものは親類組合協議の上役元へ願田畑家財売捌き此金を以て債主の勘弁を乞ふ、是を名て分散と云ふ』となしている点に、脱落百姓質地田畑などの処分に関するより現実的な証左を得ること

徳川時代における農民の「脱落」について(岡本)

が出来よう。

¹⁹ (日本財政經濟史料、第二卷) 九二〇、九三五頁。

¹⁹ 小田吉之丈編「加賀藩農政史考」

²⁰ 増田耕蔵著「大垣藩地方雜記」(日本農民史料聚粹、第九卷) 一七七―七八頁。

²¹ (愛知県史、別卷) 七〇二―四頁。

²² 小早川欣吾氏「前掲論文」、入交好脩氏「前掲論文」、児玉幸多著「近世農民の生活」等参照。

²³ 搜索期間は三十日宛六限合計百八十日が一般的であったが、この期間必ずしも各地一定せず、例えば前例にみる尾張藩の搜索期間がそれである。「尾州藩古義」によれば「脱落百姓當時迄は廿日内証尋、其上五十日都合七十日相尋候得共、向後内証尋は相止御定之通日数五十日相尋筈、享保五子八月廿二日極」とある。(「同書」一六六頁) 此処に「内証尋」とあるのは、脱落百姓届出以前における搜索を意味し、本文中の「全国民事類例集」に『精々尋方をなし』とあるのはこの内証尋を指すものである。

²⁴ この『永尋』に就き、幕領においては寛政四年以後、悪事なし貧窮にて脱落したる百姓に対しては、例外として日限尋六ヶ月後の永尋を命ぜられることがなくなつた(高柳真三氏「前掲論文」、参照)

②5（前掲書）四四一頁。

②6（日本経済大典、第五十卷）第五章失跡之事、一一七頁。

②7「尾州藩古義、大垣藩座右秘鑑」一六六頁。

②8「地方凡例録」（前掲書）四四二頁。

②9 このように脱落事実を隠蔽し、届出を行わねかつた地方がかなり多く存したことを思われるが、こうしたことよりも寧ろ積極的に同村の者が貧窮の者に対し脱落を勧める事実のあつた事に注意せねばならない。（脇田修氏「摂津棉作地帯における農民の動向」経済論叢、第七四卷、五号、参照）。

③0 穂積重遠編「五人組法規集、続編上」一三九七頁。

③1 「公整旧格録」（近世地方経済史料、第八卷）四二六—七頁、小田吉之丈編「前掲書」一五五頁。

③2 高柳真三氏「前掲論文」参照。

③3（前掲書）四四一頁。

③4（日本経済大典、第二十一卷）七四頁。

③5（日本経済叢書、卷六）四八三頁。

③6（前掲書）四四二頁。

③7（日本経済叢書、卷九）一八九頁。

③8 愛知県葉栗郡木曾川町、五島家文書。

③9（前掲書）六〇二頁。

（あとがき）

以上近世における農民の欠落到就いて、その二、三の点に關し敘述し來つたが、斯る問題に就いては、なおこれだけでは完全に論じ尽し得たとはいひ得ず、述べねばならぬ問題が幾多残されている。しかし此處では一応以上の点に問題をとゞめ他日を期したいと考えている。なお右に敘述し來つたところに就いては考察未熟なるものがあり、極めて不充分たるをまぬがれ得ないものと思われるが、大方の御叱正御批判によつて正して行きたいと考えている。